

広報 みさと号外

第3報 令和7年9月11日発行

災害支援に関する最新情報は、町ホームページやライブビジョンで随時発信しています。



美里町ホームページ

水道使用料及び浄化槽使用料の減免措置について

町では、被災された方々の生活再建を支援するため、水道料金の減免措置を実施いたします。対象となる方や手続き方法などは以下のとおりです。

1. 対象者 「罹災証明書」・「罹災届出証明書」の交付を受けた方
2. 減免対象月 9月請求分（8月使用分）
3. 減免内容

水道使用料		浄化槽使用料	
判定区分	減免区分	判定区分	減免区分
全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免	全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免
準半壊に至らない （一部損壊）	基本料金のみを請求します	準半壊に至らない （一部損壊） 罹災届出証明書受領者	※個別判断
罹災届出証明書受領者	※個別判断		

4. 申請方法

【水道使用料】

- ・本町の罹災証明書の交付を受けた方は、判定区分に応じて減免いたしますので、申請不要です。
- ・罹災届出証明書の交付を受けた方は、別途申請が必要になります。
（申請後、上下水道課の判断により、減免の可否を判断します。）

【浄化槽使用料】

- ・本町の罹災証明書の交付を受けた方で、準半壊以上の判定を受けた方は、全額減免いたしますので、申請不要です。
- ・準半壊に至らない（一部損壊）の判定を受けた方、罹災届出証明書の交付を受けた方は、別途申請が必要になります。
（申請後、上下水道課の判断により、減免の可否を判断します。）

5. その他

- ・令和7年9月2日現在の申請状況に基づき減免処理をしていますので、当該日以降に罹災証明書の交付を受けた方は、以下までご連絡ください。
- ・10月以降の請求については、各世帯の状況に応じて個別に対応します。

問合先 中央庁舎 上下水道課 ☎46-2117

裏面もご覧ください



中小企業者向け緊急資金繰支援および相談窓口の設置について

令和7年8月10日からの大雨により被害を受けられた県内中小企業者の皆さまの復旧に向けた資金繰りの円滑化を図るため、熊本県信用保証協会にて以下の保証制度などの取り扱いが開始されています。

1. 取り扱いを開始する保証制度など

- ・緊急時短期資金保証制度
- ・緊急時条件変更
- ・相談窓口の設置



▲詳しくは熊本県信用保証協会
ホームページ

2. 取扱い開始日 令和7年8月10日

3. 期 間 取扱い開始日から協会が通知する終了日まで

問合せ先 熊本県信用保証協会 ☎ 096-375-2000



各種証明書の交付手数料の免除について

災害により被害を受けられた方で、災害に関する手続きに使用される場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

【手数料が免除できる証明書の種類】 ※窓口発行のみ

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 印鑑登録証明書 | ⑦ 所得証明書 |
| ② 住民票謄本・抄本 | ⑧ 課税証明書 |
| ③ 除かれた住民票抄本 | ⑨ 納税証明書 |
| ④ 戸籍謄本・抄本 | ⑩ 資産証明書 |
| ⑤ 除籍謄本・抄本 | ⑪ その他町税に関する証明書 |
| ⑥ 戸籍の附票 | |

※各種証明書の交付請求の際は、本人確認書類（運転免許証・パスポート・在留カード・個人番号カード・身体障害者手帳等の写真が貼付されている官公署が発行した書類については1点、資格確認書・介護保険証・年金手帳・学生証等については2点）を提示していただく必要があります。

※手数料の免除には、「罹災証明書（コピー可）」の提示又は、「各種証明書・交付手数料等免除申請書」の申請が必要です。また、印鑑登録証明書の交付請求の際は、印鑑登録証を持参していただく必要があります。

※コンビニ交付においては、手数料は免除されませんのでご注意ください。

【発行窓口】

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| 中央庁舎 住民生活課 ☎ 46-2116（直通） | ①～⑥の証明書発行窓口 |
| 中央庁舎 税務課 ☎ 46-2112（直通） | ⑦～⑪の証明書発行窓口 |
| 砥用庁舎 住民生活課総合窓口係 ☎ 47-1115（直通） | ①～⑪の証明書発行窓口 |
| 東部出張所 ☎ 48-0101 | ①～⑪の証明書発行窓口 |



災害ボランティアセンターからのお知らせ

町社会福祉協議会では、8月の豪雨災害に伴い、災害ボランティアセンターを開設しております。

主な活動は、家屋内に流入した土砂の撤去や、被災家財などの廃棄物運搬業務になります。ボランティアによる活動を希望される方は以下の問合せ先までご連絡ください。

問合せ先 町災害ボランティアセンター ☎ 090-6775-5046